

令和2年4月8日

関係各位

千葉港長

千葉海上保安部長

新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に伴う港則法及び海上交通安全法に係る当面の申請手続きについて

急啓 平素から港長業務に対して深いご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

新型コロナウイルス肺炎の感染拡大を防止するため、千葉海上保安部における港則法及び海上交通安全法に係る申請手続きにつきましては、当面の間、下記のとおり柔軟な対応を行うことといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の社会情勢によっては、窓口業務の一時休止や業務再開までに時間を要することも想定した対応の準備を検討せざるを得ない状況であることから、できる限り余裕を持った申請を行っていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 窓口の開庁日時

通常通り

2. 各種申請手続き

(1) 入出港届、係留施設使用届、危険物荷役（運搬）許可、停泊場所指定願、修繕届、進水届、入出渠届

- ・ 電子申請が可能な手続きについては、できる限り「NACCS」による申請をお願いします。
- ・ 入出港届、係留施設使用届（大型船・潮汐利用を含む。）、修繕届、進水届、入出渠届については窓口でも受け付けますが、できる限り郵送またはFAXをご利用下さい。なお、その際は、不達を防止するため電話による確認をお願いします。

(2) 港則法に基づく工事・作業、行事許可申請及び海上交通安全法に基づく工事・作業許可、届出

- ・ 窓口の他、郵送でも受け付けます。

- ・ 郵送の場合、工事等の着手までに十分余裕を持ったものとし（1ヵ月前）、事前に電話連絡をお願いします。その際、工事等の概要を事前にFAXで送付いただいたうえで、申請書を郵送していただく場合があります。
- ・ 郵送の場合、許可書又は届出書は、許可印又は受理印を押印のうえ返送しますので、必ず返信用封筒（返信用切手同封のこと）を同封して下さい。

3. その他

上記以外の各種手続き（危険物専用岸壁承認願等）についても、個別に対応いたしますので、ご不明な点等がございましたら、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

千葉海上保安部航行安全課

第一海務係（危険物荷役許可、停泊場所指定、進水、入出渠、修繕関係）

TEL 043-242-1805

第二海務係（入出港届、係留施設使用届、工事・作業、行事許可関係）

TEL 043-242-0013

FAX 043-245-3627

令和2年4月8日

関係各位

木更津港長

新型コロナウイルスの感染拡大等を受けた港則法の申請手続きについて

急啓 平素から港長業務に対して深いご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、木更津海上保安署における港則法に係る申請手続きにつきましては、当面の間、下記のとおり柔軟な対応を行うことといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、職員の減員など業務執行体制の変更により、通常より業務処理に時間を要すおそれがあることから、できる限り余裕を持った申請を行っていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 窓口の開庁日時

通常通り

2. 各種申請手続き

(1) 入出港届、係留施設使用届、危険物荷役（運搬）許可、停泊場所指定願、修繕届、進水届、入出渠届

- ・ 電子申請が可能な手続きについては、できる限り「NACCS」による申請をお願いします。
- ・ 入出港届、係留施設使用届（大型船を含む。）、修繕届、進水届、入出渠届については窓口でも受け付けますが、できる限り郵送またはFAXをご利用下さい。なお、その際は、不達を防止するため電話による確認をお願いします。

(2) 港則法に基づく工事・作業、行事許可申請

- ・ 窓口の他、郵送又はFAXでも受け付けます。
- ・ 郵送又はFAXの場合、工事等の着手までに十分余裕を持ったものとし（1ヵ月前）、事前に電話連絡をお願いします。その際、郵送の場合は、工事等の概要を事前にFAXで送付いただいたうえで、申請書を郵送していただく場合があります。
- ・ 郵送の場合、許可書は、許可印を押印のうえ返送しますので、必ず返信用封

筒（返信用切手同封のこと）を同封して下さい。

3. その他

上記以外の各種手続き（危険物専用岸壁承認願い等）についても、個別に対応いたしますので、ご不明な点等がございましたら、お問い合わせ下さい。

なお、窓口申請時は執務室外で対応させていただきますので、予めご了承ください。

お問い合わせ先

木更津海上保安署 担当：井出

TEL 0438-30-0118

FAX 0438-30-0120